

# 震災時等における

## 危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の

### 安全対策及び手続について

《横須賀市消防局》

#### 危険物の仮貯蔵・仮取扱いって・・・???

ガソリンなどの危険物は、許可を受けた施設以外では指定数量以上（例：ガソリン200リットル、軽油・灯油1000リットル）の貯蔵・取扱いが禁じられています。

ただし、事前に消防長の承認を受ければ、10日以内の期間で仮に貯蔵・取扱うことができます。

※根拠法令：消防法第10条第1項ただし書



## 過去に発生した大規模地震

### において被災地では・・・

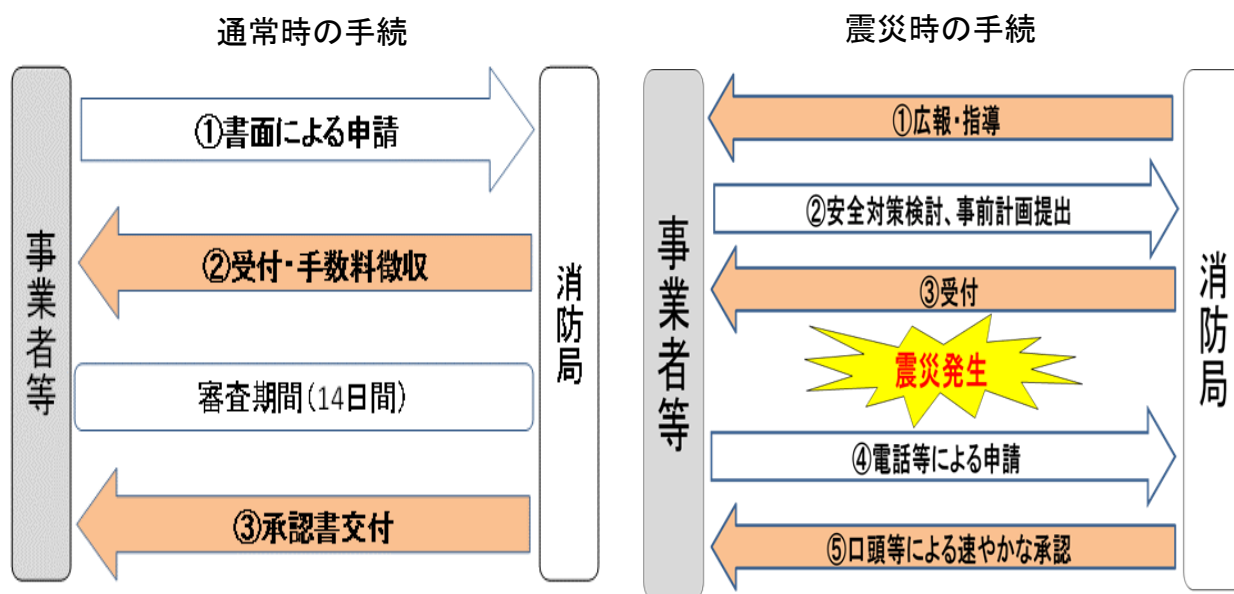
避難所や災害対応拠点などの危険物施設以外の場所で、ドラム缶からの手動ポンプを用いた給油行為や、一時的に暖房用の燃料を貯蔵するなど、臨時的に指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱う仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われました。

#### 実際に被災地で行われていた事例

- ドラム缶等による燃料の貯蔵・手動ポンプでの給油（右写真参照）
- タンクや機器等からの危険物の抜き取り
- 移動タンク貯蔵所等による重機等への給油  
・・・など



# 震災時の仮貯蔵・仮取扱い制度の概要



震災時において臨時的に指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うことが想定される場合は、必要な安全対策や資機材について事前に消防局と協議し、**実施計画書**を提出しておくことで申請から承認までの期間が大幅に短縮されます。

## 危険物施設での臨時的な貯蔵・取扱いについて

震災時等に危険物施設において、設備等の故障に備えてあらかじめ準備された代替機器を使用する計画がある場合、又は停電に備えて非常用電源及び手動機器を使用する計画がある場合は、事前に届出等を行うことで、仮貯蔵・仮取扱いを必要としない場合があります。

詳しくは下記の消防局予防課危険物係までお問い合わせください。

### 《事例》

ガソリンスタンドにおける給油継続のための緊急用発電機、可搬式給油ポンプの設置



非常用発電機



可搬式給油ポンプ

危険物に関するお問い合わせ

横須賀市消防局予防課危険物係 046-821-6469